

## 山梨県社会教育委員連絡協議会会則

第1条 本会は、山梨県社会教育委員連絡協議会といい、事務局を山梨県教育庁社会教育課内におく。

第2条 本会は、社会教育委員の職務を全うするために、社会教育委員の協力体制を確立し、社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画の立案について情報を交換する。
- 二 社会教育振興のため必要な調査研究を行う。
- 三 社会教育振興のため社会教育大会を開催する。
- 四 社会教育委員功労者を表彰する。
- 五 その他この会の目的を達成に必要な事業を行う。

第4条 本会は、山梨県および市町村の社会教育委員の会ならびに地区連絡協議会をもって組織する。

第5条 本会の経費は、会費、負担金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 理事(第8条の2による) 監事2名

第8条 会長、副会長は理事の互選とする。

2 理事は、各市町村・地区連絡協議会から推薦された代表者(各市町村1名、甲府市2名、地区連絡協議会2名)をもってあてる。

3 監事は総会において選出する。

4 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、事業の執行をはかる。

4 監事は、会計の監査にあたる。

第11条 本会に代議員をおく。

2 代議員は、各市町村ごとに推薦された2名の代表をもってあてる。

3 代議員は、総会を構成し、重要事項を審議決定する。

第12条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

第13条 本会の会議は、総会および理事会とし、それぞれ会長が招集する。

2 会議の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項ならびに会議の日時および場所を記載した書面により通知するものとする。

3 会議は、出席者の3分の2をもって決する。

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるとき開会し、次の事項を決議または承認する。

- 一 事業報告および事業計画の承認
- 二 予算の議決および決算の承認
- 三 役員承認
- 四 会則の改廃
- 五 その他特に重要な事項

第15条 理事会は、必要の都度開会し、この会則に規定してあるもののほか、次の事項を審議または決定する。

- 一 総会に提出すべき案件
- 二 その他本会の運営執行に関する事項

第16条 本会の職員は、会長が委嘱する。

付 則

この会則は、昭和39年2月27日から実施する。

一部改正 平成19年6月8日

一部改正 平成25年6月14日

一部改正 平成26年6月12日